

名勝白山公園保存活用計画策定に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 名勝白山公園保存活用計画を策定するにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者などからの幅広い意見を聴取することを目的として、名勝白山公園保存活用計画策定に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

- (1) 名勝白山公園の保存に関すること
- (2) 名勝白山公園の活用に関すること
- (3) その他、必要と認めること

(開催期間)

第2条 会議の開催期間は、名勝白山公園保存活用計画の策定日までとする。

(委員構成)

第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、名勝白山公園保存活用計画の策定日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長及び会長代理)

第6条 会議には、会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議の進行を行う。

3 会長代理は、会長が指名する。

4 会長代理は、会長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 会議は、公開で行うものとする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例43号）第6条各号に規定する非公開情報が含まれる事項に関する会議は非公開とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、中央区役所建設課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施工期日)

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

附 則

(施工期日)

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会議は、以下に掲げる者をもって組織する。

新潟大学教授

日本大学短期大学部准教授

日本樹木医会新潟県理事

白山神社（宮司）

日本旅行業協会関東支部新潟県支部支部長

新潟市上古町商店街振興組合副理事長